

## おくやみハンドブック提供者の募集要項

おくやみハンドブックの提供者を以下のとおり募集します。

### 1 募集概要

#### (1) おくやみハンドブックの概要

名 称	おくやみハンドブック
内 容	死亡した後に必要となる各種手続きについて、必要な持ち物や受付窓口等をまとめたもの。 ① 死亡に関連した市役所内での手続き ② その他、死亡に関連した手続き等の案内
規 格	A4サイズ・中綴じ・フルカラー冊子（両面印刷）
ページ数	50ページ程度
部 数	2024年度版 4,500冊 2025年度版 7,500冊 2026年度版 7,500冊

#### (2) 広告規格

掲載場所・規格	<ul style="list-style-type: none"><li>・おくやみハンドブックの巻末に広告を掲載すること。（表紙及び裏表紙への広告掲載は不可とする。）</li><li>・広告掲載の面積はハンドブック全体の2割以内とする。</li></ul>
広告の募集	広告主の募集及び広告の製作等は提供者が行うこと。
広告内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・町田市有料広告掲載取扱要綱第3（別表1）及び町田市広告掲載基準第4条（別表2）を遵守すること。なお、広告掲載については、広告審査委員会における審査を経て決定する。</li><li>・広告には、広告主の名称や連絡先を明記すること。</li><li>・広告内容及び広告主は町田市が推奨するものではないことを明記し、町田市が推奨しているといった印象を与えないよう配慮すること。</li></ul>

### (3) 配布及び納品方法

配付方法	町田市庁舎及び各市民センター
配付対象者	死亡届を提出された方
配布期間	2024年11月頃から2027年3月までとする。
納品物	・おくやみハンドブック 2024年度版 4,500冊 2025年度版 7,500冊 2026年度版 7,500冊 ※ 電子データ(PDF)も提供すること。なお、電子データは、ホームページに掲載して使用できるもの(広告掲載なし)とする。
納品方法	年2回の分納とする。
納品場所	町田市庁舎及び各市民センター ※ 各納品場所への配布部数は市の指示に基づく。

## 2 応募資格

以下の町田市広告掲載基準第3条(別表3)の規定に該当しない事業者(市内外は問わない)であること。

## 3 応募手続き・スケジュール

募集要項等の公表	2024年4月30日(火)
応募書類の受付	2024年5月16日(木)～5月21日(火)
提供者の選定	2024年5月下旬

### (1) 募集要項等の公表

町田市ホームページに掲載しますので、ダウンロードしてください。

町田市ホームページURL <http://www.city.machida.tokyo.jp>

掲載場所 トップページ>事業者の方へ>広告募集

### (2) 応募書類の受付

#### ア 受付期間

2024年5月16日(木)～5月21日(火)午後5時まで(必着)

持参の受付は、平日の午前8時30分～正午・午後1時～5時です。

#### イ 提出方法

応募に必要な書類一式を、持参または郵送により「5書類提出先」に提出してください。

### (3) 応募書類

書類名	部数
町田市有料広告掲載申込書 (町田市有料広告掲載取扱要綱第1号様式)	1部
企画書(指定様式)	1部
有料広告掲載申込に係る誓約書(指定様式)	1部

- ・応募書類は返却しません。
- ・市は、応募書類に関する情報公開請求があった場合には、町田市情報公開条例に基づき、原則として公開します。

### (4) 提供者の選定

提出された応募書類に基づき選考を行い、提供者を決定します。

なお、申込が1者の場合でも、広告掲載事業主及び広告内容の適性を確認します。また、審査で適性が確認できない場合は、提供者を決定しません。

### (5) 選定結果の通知

提供者の選定結果は、2024年5月末日までに全ての応募者に電子メールで通知します。

## 4 選定後のスケジュール

### (1) 確認書の締結(2024年6月頃)

市と提供者で「おくやみハンドブックの寄附に関する確認書」を締結します。

### (2) おくやみハンドブックの確認

市と提供者で、納品物の校正等を行います。

### (3) 第1回目の納品日

市と提供者で協議の上、決定します。

### (4) 留意事項

- ① 申込みに虚偽があった場合には、提供決定を取り消します。
- ② おくやみハンドブックの作成及び提供に係る費用は、全て提供者の負担となります。
- ③ 次に該当する場合、提供者の決定又は寄附を取り消す場合があります。
  - ・寄附の実施の見込みがないと認められるとき
  - ・寄附の実施について不正行為があったとき
  - ・正当な事由がないのに市の指示に従わなかったとき
  - ・この要綱に違反したとき

④ 本業務の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- ・ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること
- ・低公害・低燃費な自動車利用に努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

## 5 書類提出先・問合せ先

町田市市民部市民課総務係(町田市役所本庁舎1階)

〒194-8520 町田市森野2丁目2番22号

電話: 042-724-4225

FAX: 050-3085-6262

別表1 町田市有料広告掲載取扱要綱(2022年8月1日施行)より抜粋

### 第3 広告の掲載基準

掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しない広告とする。

- (1) 広告掲載対象物等の公共性又はその品位を損なうおそれのある広告
- (2) 公序良俗に反するおそれのある広告
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業その他これに類する営業に関する広告
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団の利益につながる広告
- (5) 政治又は宗教に関する広告
- (6) 個人、団体等の意見広告を内容とする広告
- (7) 法令の規定に違反するおそれのある広告
- (8) 前各号に掲げるもののほか、別に定める基準に基づき、市長が掲載する広告として適当でないと認める広告

別表2 町田市広告掲載基準（2022年8月1日施行）より抜粋

第4条 次の各号に定めるものは、広告掲載対象物等に掲載しない。

- (1) 広告掲載対象物等の公共性又はその品位を損なうおそれのある広告
- (2) 公序良俗に反するおそれのある広告
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる第2条第1項に規定する風俗営業その他これに類する営業に関わる広告
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する掲げる暴力団の利益につながる広告
- (5) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第5条第1項及び第2項に規定する不当な表示をしている商品や役務の広告
- (6) 医療、医薬品、化粧品等の広告で、医療法（昭和23年法律第205号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）等に抵触する広告
- (7) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがある広告
- (8) 第三者をひぼう、中傷又は排斥する広告
- (9) 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの若しくはプライバシー等を侵害するもの又は侵害するおそれがある広告
- (10) 公の選挙又は投票の選挙運動又は投票運動に該当するもの又は該当するおそれがある広告
- (11) 政党その他の政治団体による政治活動に該当するもの又は該当するおそれがある広告
- (12) 宗教団体による布教活動を目的とする広告
- (13) 個人又は団体の意見広告
- (14) 国内世論が大きく分かれている内容に関わる広告
- (15) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービス提供に関わる広告
- (16) 法令の規定に違反するおそれのある広告
- (17) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたす広告
- (18) 前各号に掲げるもののほか、市長が掲載する広告として適当でないと認める広告

別表3 町田市広告掲載基準（2022年8月1日施行）より抜粋

第3条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項の規定により風俗営業と規定されている業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) たばこの製造・販売に関わる業種(たばこの製造・販売事業者の「喫煙マナー向上のための広告」等を除く)
- (4) ギャンブルに関わる業種(公営収益事業に係るものを除く)
- (5) 消費者金融に関わる業種
- (6) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)に規定するインターネット異性紹介事業に関わる業種
- (7) 債権の取立て、示談の引受け等に関わる業種
- (8) 占い、運勢判断に関わる業種
- (9) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う事業者
- (11) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (12) 町田市で入札参加停止処分を受けている事業者
- (13) 法人税、市都民税等が課税される団体であって、それらを滞納している事業者
- (14) 町田市暴力団排除条例(平成25年3月29日条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者
- (15) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する事業者
- (16) 民事再生法(平成11年法律第225号)、会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生の手続中である事業者
- (17) 法令に違反している業種及び事業者
- (18) その他広告として掲載することが不相当であると認められる業種及び事業者